

山形県理学療法士会
慶事、弔事への対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県理学療法士会会員に慶事、弔事があった場合の対応について定める。

(適用)

第2条 この規程の適用は、定款9条に定める会員とする。

(支給事項の範囲)

第3条 祝電、弔慰金等を支給する場合は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 会員が結婚したとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 会員の家族（配偶者および一親等の血族）が死亡したとき
- (4) その他、必要と認められたとき

(届出義務)

第4条 会員またはその関係者がこの規程により祝電、弔慰金等を受けようとするときは、その事実を別記様式にて90日以内に本会事務局宛に届け出ることとする。

(祝電)

第5条 1 会員が結婚した場合は、申請をもって祝電を贈る。

(弔慰金)

第6条 1 会員が死亡した場合は、弔慰金10,000円を支給する。
2 会員の家族（配偶者および一親等の血族）が死亡したときは、弔電とする。
3 会長が必要と認めるときは、下記の弔意行動をとることができる。

- (1) 弔電
- (2) 供花
- (3) 籠盛
- (4) その他、葬儀等への参列など

(委任)

第7条 この規程に定めないものでも、会長が必要と認めるときは支給することができる。

(改廃)

第8条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1 この規程は、平成25年11月22日より施行する。

会長	事務局

慶弔および災害見舞金の申請書

山形県理学療法士会会長 殿			
このたび、私、下記理由により、＜慶弔・見舞金＞の支給を申請いたします。			
令和 年 月 日			
会員番号			
氏名			
住所			
連絡先 (電話番号)			
代理人氏名			
本人との関係			
住所			
連絡先 (電話番号)			
申請内容	<input type="checkbox"/> 祝電 <input type="checkbox"/> 弔電 <input type="checkbox"/> 弔慰金 <input type="checkbox"/> 見舞金	決定内容	<input type="checkbox"/> 祝電 <input type="checkbox"/> 弔電 <input type="checkbox"/> 弔慰金 <input type="checkbox"/> 見舞金 <div style="text-align: right;">円 円 ※事務局記入</div>
申請事由			
備考（日時・催事場など）			

提出先：山形県理学療法士会 事務局
〒990-2231 山形県山形市大森 924